

申告期間は3月15日までです！

市県民税の申告は、平成31年度市県民税算出の基礎資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。申告が必要な方は、期限内に手続してください。

平成31年1月1日現在、市内に住所がある方は原則として市県民税の申告が必要となります。

給与所得者で年末調整済みの方などは、申告が不要となる場合があります。

また、収入がなかった方も申告が必要となる場合がありますので、下記のフローチャートを参考に申告の必要有無をご確認ください。

月日(曜日)	受付地区	会 場	受付時間
2月18日(月)	須原	須原区民会館	9:30～11:30
2月19日(火)	横川	横川諏訪神社	9:30～11:30
2月20日(水)	北湯ヶ野	北湯ヶ野区集会所	9:30～11:00
2月21日(木)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合・荒増・堀之内・加増野	稲梓基幹集落センター	9:30～14:00
2月22日(金)	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30～11:30
2月22日(金)	田牛	田牛区集会場	13:30～15:00
2月25日(月)	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00
2月26日(火)	白浜	白浜公民館	9:30～11:30
2月26日(火)	白浜	旧板戸公民館	13:30～15:00
2月27日(水)	須崎	須崎漁民会館	9:30～14:00
2月28日(木)	柿崎	柿崎公民館	9:30～11:30
2月28日(木)	柿崎	外浦区集会所	13:30～15:00
3月1日(金)	全地区	市役所大会議室	9:00～16:00
3月4日(月)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:30～14:00
3月5日(火)	立野・蓮台寺・河内	稻生沢公民館	9:30～14:00
3月6日(水)	大沢	上大沢区集会所	9:30～11:30
3月7日(木)	四・五・六丁目・旧岡方村	市役所大会議室	9:00～16:00
3月8日(金)	一・二・三丁目		
3月11日(月)	東本郷・武方浜		
3月12日(火)	西本郷・敷根		
3月13日(水)	全地区		
3月14日(木)	全地区		
3月15日(金)	全地区		

確定申告をしますか？

- いいえ → **市県民税の申告は不要です**
- はい → **市県民税の申告が必要です**

昨年中に収入（1円以上）はありましたか？

- いいえ → **市県民税の申告は不要です**
- はい → **同居親族（下田市市内）に扶養されており、その親族があなたを扶養とする申告等を行っていますか？**
 - いいえ → **市県民税の申告が必要です**
 - はい → **下田市の国民健康保険加入者ですか？**
 - いいえ → **市県民税の申告は不要です**
 - はい → **勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていますか？**
 - いいえ → **市県民税の申告は不要です**
 - はい → **公的年金の支払い報告書が市役所に提出されていますか？**
 - いいえ → **市県民税の申告は不要です**
 - はい → **市県民税の申告が必要です**

収入は遺族・障害年金、失業給付等の非課税となる収入のみでしたか？

- いいえ → **市県民税の申告は不要です**
- はい → **給与所得がありますか？**
 - いいえ → **市県民税の申告は不要です**
 - はい → **公的年金を受給していますか？**
 - いいえ → **市県民税の申告は不要です**
 - はい → **市県民税の申告が必要です**

給与所得がありますか？

- いいえ → **市県民税の申告は不要です**
- はい → **公的年金を受給していますか？**
 - いいえ → **市県民税の申告は不要です**
 - はい → **市県民税の申告が必要です**

公的年金を受給していますか？

- いいえ → **市県民税の申告は不要です**
- はい → **市県民税の申告が必要です**

営業・農業・漁業・不動産賃貸等の収入はありますか？

- いいえ → **市県民税の申告は不要です**
- はい → **市県民税の申告が必要です**

給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか？

- いいえ → **市県民税の申告が必要です**
- はい → **所得税の確定申告が必要です**

※ご注意★

- 所得や控除の大きさ、扶養親族の数、障害者や寡婦（寡夫）に該当するなどの事情により、必ずしもこのフローどおりにはなりません。
- 2か所以上から給与や年金を得ている方は原則申告が必要です。
- 昨年中に退職し再就職した方は、前職分を含めた年末調整をしていない場合には申告が必要です。
- 給与所得者または公的年金受給者で「追加する控除」がある場合には申告が必要です。
- 分離申告となる所得がある方などは、所得税の確定申告が必要となる場合があります。
- 所得証明書等が必要となる場合には、扶養されている方であっても申告が必要です。

生命保険の満期金（一時所得）等、←その他所得がある方は、申告が必要となる場合があります。

※詳細は税務課市民税係までお問い合わせください。

- ◎申告に必要な物
- ・印鑑
- ・マイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカード通知カードなど）
- ・身元確認書類（免許証、保険証など）
- ・扶養親族のマイナンバーが分かるもの

収入関係

- ・給与や年金の平成30年分源泉徴収票
- ・収入経費の分かる帳簿や書類（個人事業主や不動産所得、株式配当金などのその他の収入・所得がある方）

控除関係

- ・配偶者特別控除
- ・源泉徴収票など配偶者の平成30年中の所得が分かる書類
- ・社会保険料控除
- ・国民年金、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等の払込証明書など

※「納付額のお知らせ」を1月下旬に市役所から発送しています。

所得税の確定申告のご案内

- ・生命保険料控除
- ・生命保険料の控除証明書
- ・地震保険料控除
- ・地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除
- ・平成30年中に支払った医療費や購入医薬品の領収書類
- ・健康保険（高額療養費等）
- ・や生命保険等による補てん

平成30年分から適用される

- ・ 2 か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ・ 給与の年収が2,000万円を超える方など

《自営業者などの場合》

- ・ 平成30年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額

※詳細は前月号（広報しもだ 1月号）をご覧ください。

②配偶者特別控除の見直し
配偶者特別控除が適用となる配偶者の合計所得金額が、従来は38万円超～76万円（給与収入換算14.1万円以内）でしたが、改正により38万円超～123万円以内（給与収入換算20.1万円以内）に拡大されました。

また、申告者の合計所得金額に応じて区分され適用されることとなりました。

※詳細は前月号（広報しもだ

また、申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除は適用されなくなりました。